# 半田市新総合体育館等備・運営事業
# 実施方針（案）

令和8年10月

半田市　スポーツ課

半田市（以下「本市」という。）は、半田本市総合体育館等整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、令和7年度に「半田市新総合体育館基本計画」を策定し、事業手法については新総合体育館等の設計・建設、維持管理運営及び半田ぴよログスポーツパーク（以下「半田運動公園」という。）内の維持管理運営を一括で発注する DBO 方式を採用することとした。

本事業においては、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準ずるフローで実施することを予定している。

本事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、実施方針（案）を定めたので、これを公表する。

# 目 次

**1. 事業内容に関する事項** ..... 1
**2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項** ..... 10
2.1. 民間事業者の募集及び選定方法 ..... 10
2.2. 民間事業者の募集・選定スケジュール ..... 10
2.3. 募集手続等 ..... 10
2.4. 応募者が備えるべき参加資格要件 ..... 13
**3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項** ..... 17
3.1. リスク分担の基本的な考え方 ..... 17
3.2. 業務の要求水準 ..... 17
3.3. 事業者によるセルフモニタリング ..... 17
3.4. 市によるモニタリング ..... 17
**4. 公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項** ..... 18
4.1. 事業実施予定地 ..... 18
4.2. 施設構成 ..... 20
**5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項** ..... 21
5.1. 協議に関する事項 ..... 21
5.2. 紛争の際の裁判所に関し必要な事項 ..... 21
**6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項** ..... 22
6.1. 具体的事由、当事者間の措置に関する事項 ..... 22
6.2. 契約解除等の方法に関する事項 ..... 22
**7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項** ..... 23
7.1. 法令上及び税制上の措置に関する事項 ..... 23
7.2. 財政上及び金融上の支援 ..... 23
7.3. その他支援に関する事項 ..... 23
**8. その他事業の実施に関する事項** ..... 24
8.1. 議会の議決 ..... 24
8.2. 応募に伴う費用負担 ..... 24
8.3. 情報公開及び情報提供 ..... 24
8.4. 問い合わせ先 ..... 24

**別紙1 リスク分担表** ..... 25
**様式1 実施方針に関する直接対話 参加申込書** ..... 28

## 1. 事業内容に関する事項

### (1)事業名称

半田市新総合体育館等整備・運営事業

### (2)事業に供される公共施設の種類

新総合体育館等

### (3)公共施設の管理者の名称

半田市長 久世　孝宏

### (4)事業の目的

現総合体育館は、昭和 60 年 11 月に地域文化広場を構成する半田市施設として、空の科学館との複合施設として建設され、多くの市民に親しまれている。

一方で、規模の不足や機能面での不便が指摘されるなど、市民・利用者や競技団体のニーズを満たせていない。このような状況の中、半田市スポーツ協会から新体育館建設についての要望が提出され、新たな総合体育館の整備を進める必要性が高まってきた。

そのため、本市では、現総合体育館や本市を取り巻く現状と課題を整理・分析し、市民や関係団体からの意見聴取を行いながら、基本コンセプト、基本方針、施設規模の考え方、整備候補地を整理した「半田市新総合体育館基本構想」(以下「基本構想」という。)を令和7年3月に策定し、より具体的な施設の運営方針や民間活力の導入、適切な施設機能や規模等をとりまとめた「半田市新総合体育館基本計画」(以下「基本計画」という。)を令和8年3月に策定した。

本事業は、基本構想及び基本計画で定めたコンセプト等を達成できる新総合体育館の整備に加え、体育館単体としてだけでなく、半田運動公園全体として効果的かつ効率的にサービスを提供し、施設価値を高められる維持管理・運営を行うことを目的とする。

### (5)対象施設

本事業の対象施設は、施設整備が必要な新総合体育館、新総合体育館外構設備(以下「新総合体育館等」という。)及び新総合体育館等とともに運営・維持管理が必要な半田運動公園内にある施設(以下「既存公園施設」という。)から構成されるものとする。(総合体育館等と既存公園施設を総称して以下「本施設」という。)

詳細は募集要項と同時に公表予定の要求水準書に定めるとおり。

① 総合体育館等

総合体育館等は、以下の施設から構成されるものとする。

（ア）新総合体育館

（イ）新総合体育館外構設備

**〈新総合体育館等の分類及び施設名〉**

| 分　類 | 施　設　名 |
|---|---|
| 新総合体育館 | ・体育館 |
| 新総合体育館外構設備 | ・駐車場　・仮称：第1駐車場（改修第1駐車場）<br>・仮称：第2駐車場（新規正面ゲート）<br>・仮称：職員駐車場<br>・汚水処理施設（新総合体育館専用） |

② 既存公園施設

既存公園施設は、以下の施設から構成されるものとする。

（ア）管理施設

（イ）運動施設

（ウ）休養遊戯施設

（エ）広場等

（オ）便益施設

（カ）その他

**〈既存公園施設の分類及び施設名〉**

| 分　類 | 施　設　名 | |
|---|---|---|
| 管理施設 | ・管理事務所（陸上競技場内）<br>・デイキャンプ場管理棟 | ・クラブハウス（テニスコート） |
| 運動施設 | ・陸上競技場<br>・トレーニングルーム（管理事務所内）<br>・バスケットボールコーナー<br>・ジョギングコース | ・多目的グラウンド<br>・テニスコート<br>・スケートボードコーナー |
| 休養遊戯施設 | ・ちびっこ広場（遊具含む）<br>・野外ステージ | ・デイキャンプ場（遊具含む） |
| 広場等 | ・芝生広場<br>・ふれあい広場<br>・くつろぎ広場 | ・花ノ木園<br>・さつき園<br>・牡丹園 |
| 便益施設 | ・駐車場<br>・屋外トイレ | ・駐輪場<br>・その他付属施設 |
| その他 | ・大池古窯<br>・公園内の植栽・樹木等 | ・池田大池<br>・給水インフラ設備（既存受水槽および本事業で増設・新設する関連設備）<br>・汚水インフラ設備（汚水処理場） |

**（6）対象業務**

本事業を実施する選定事業者（以下「事業者」という。）は、以下の業務を実施するものとする。

① 統括管理業務
② 施設整備業務
③ 本施設の運営準備業務
④ 本施設の運営業務
⑤ 本施設の維持管理業務
⑥ 自主提案事業

**（7）事業外の業務等**

以下の業務については、本事業の対象外とする。

① 既存公園施設の修繕業務（小修繕を除く）
② 既存公園施設の更新業務

**（8）事業方式**

事業者が、総合体育館等の設計・建設業務及び工事監理業務（以下「設計・建設業務」という。）を行った後、総合体育館等と既存公園施設を一体的に維持管理業務及び運営業務（以下「維持管理・運営業務」という。）等を行う DBO 方式とする。

**（9）事業期間**

本事業の事業期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 28 年 3 月 31 日までとし、その内訳は以下のとおりとする。

**〈事業期間〉**

| | |
|---|---|
| 設計・建設業務 | 令和 10 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで |
| 維持管理・運営準備業務 | 令和 13 年 10 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで |
| 維持管理・運営業務 | 令和 14 年 4 月 1 日から令和 28 年 3 月 31 日まで |

**（10）公の施設の設置及び管理等について**

① 設置及び管理に関する条例

本施設は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第1項の規定による公の施設として整備するため、その設置及び管理に関する事項は、別途条例で定める。

② 指定管理者の指定

本施設の維持管理・運営業務においては、事業者を地方自治法第 244 条の2第3項の規定による指定管理者として指定することを予定している。

**（11）事業者の収入**

① 設計・建設業務に係る対価

設計・建設業務及び施設整備期間中の統括管理業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、出来高に応じて本市が事業者に支払う。

② 維持管理・運営業務等に係る対価

運営対象施設の維持管理・運営準備業務及び維持管理・運営業務、維持管理・運営期間中の統括管理業務に係る対価は、事業契約書においてあらかじめ定める額とし、維持管理・運営準備業務及び維持管理・運営業務の期間にわたり本市が事業者に支払う。

③ 本施設の利用料金

事業者は、条例で定める額の範囲内において、本施設の利用料金を自らの収入とする。

④ 本施設の光熱水費

維持管理・運営準備業務及び維持管理・運営業務に係る光熱水費は、本市が負担する。なお、本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とすること。可能な限り光熱水費の削減を図るよう、業務を実施すること。

## (12)物価上昇の影響への対応(物価スライド)に関する事項

物価変動への対応については、長期契約に伴うリスク分担の観点から、対価の改定を本市と事業者で協議のうえ行う方針とする。

改定の基準となる指標や改定方法等の詳細は、後日提示する契約条件等において定める。

## (13)事業者との契約等

本市は、本事業について事業者に本事業の統括管理、設計・建設及び維持管理・運営等を一括で発注するために、基本契約を締結する。

本市は、基本契約に基づき、事業者のうち、統括管理業務を担当する者(以下「統括管理企業」という。)、新総合体育館等の設計業務を担当する者(以下「設計企業」という。)、工事監理業務を担当する者(以下「工事監理企業」という。)及び新総合体育館等の建設業務を担当する者(以下「建設企業」という。)と本事業に係る設計施工一括契約(以下「設計施工一括契約」という。)を締結する。

本市は、基本契約に基づき、事業者のうち、統括管理企業、本施設の維持管理業務を担当する者(以下「維持管理企業」という。)及び本施設の運営業務を担当する者(以下「運営企業」という。)と指定管理者に関する基本協定(以下「指定管理者基本協定」という。)を締結する。

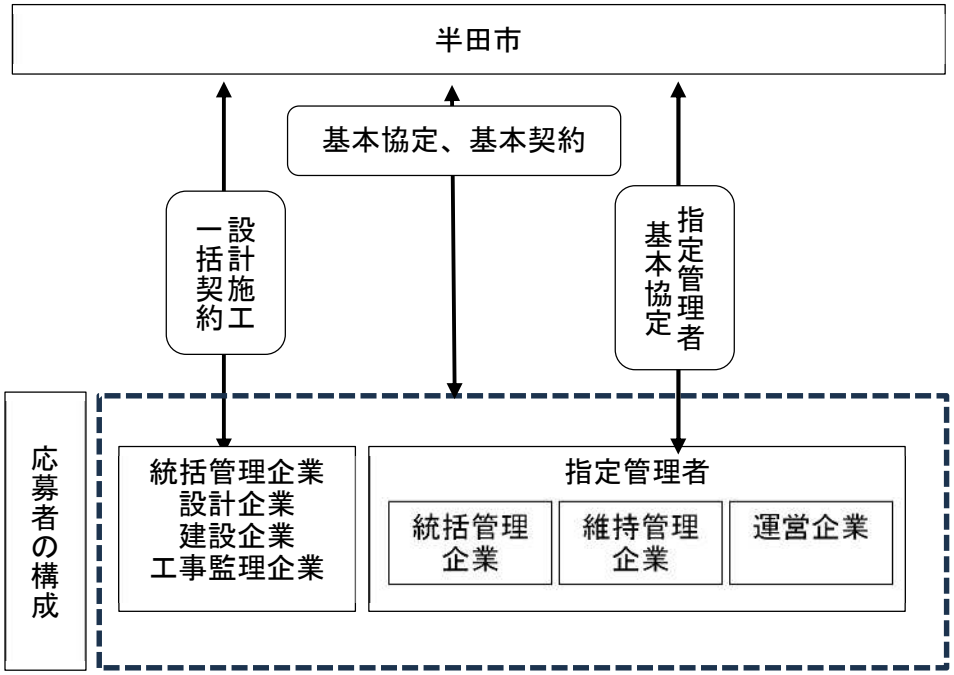
下記、3 つの契約等を総称して「特定事業契約」という。

① 基本契約(優先交渉権者決定後、基本契約締結に向け、基本協定を締結する。)

② 設計施工一括契約

③ 指定管理者基本協定

**〈本事業における特定事業契約〉**



**（14）本事業の実施に当たり遵守すべき法規制・適用基準等**

事業を実施するに当たり、事業者は関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等含む。）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、準備すること。なお、以下に本事業に関する主な関係法令等を示す。

① 適用法令

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
○ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）
○ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
○ 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
○ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
○ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
○ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
○ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
○ スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）
○ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
○ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
○ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
○ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
（昭和 47 年法律第 113 号）
○ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
○ 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
○ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
○ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
○ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
○ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
○ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
○ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）
○ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
○ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
○ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
○ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）

○ 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)
○ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)
○ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)
○ 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)

② 適用条例等
○ 建築基準法施行細則(昭和 46 年愛知県規則第 55 号)
○ 愛知県建築基準条例(昭和 39 年愛知県条例第 49 号)
○ 愛知県地震防災推進条例(平成 16 年愛知県条例第 2 号)
○ 県民の生活環境の保全等に関する条例(平成 15 年愛知県条例第 7 号)
○ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例(平成 6 年愛知県条例第 33 号)
○ 愛知県環境基本条例(平成 7 年愛知県条例第 1 号)
○ 愛知県地球温暖化対策推進条例(平成 30 年愛知県条例第 45 号)
○ 半田市使用料条例(昭和39年半田市条例第 1 号)
○ 半田市建築基準法施行細則(昭和 58 年半田市規則第 6 号)
○ 半田市ふるさと景観条例(平成 22 年半田市条例第 22 号)
○ 半田市都市公園条例(昭和 55 年半田市条例第 27 号)
○ 半田市都市公園条例施行規則(昭和 55 年半田市規則第 17 号)
○ 愛知県屋外広告物条例(昭和 39 年愛知県条例第 56 号)
○ 半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成 5 年半田市条例第 27 号)
○ 半田市下水道条例(平成 2 年半田市条例第 32 号)
○ 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年愛知県条例第 51 号)
○ 半田市情報公開条例(昭和 61 年半田市条例第 6 号)

③ 適用要綱・各種基準等
○ 建築設計基準及び同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
○ 2015 年版建築物の構造関係技術基準解説書(国土交通省住宅局建築指導課)
○ 建築設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)
○ 建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)
○ 公共建築工事標準仕様書【建築工事編】(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)
○ 公共建築工事標準仕様書【電気設備工事編】( 〃 )
○ 公共建築工事標準仕様書【機械設備工事編】( 〃 )
○ 公共建築改修工事標準仕様書【建築工事編】( 〃 )
○ 公共建築改修工事標準仕様書【電気設備工事編】( 〃 )
○ 公共建築改修工事標準仕様書【機械設備工事編】( 〃 )
○ 建築工事監理指針( 〃 )
○ 電気設備工事監理指針( 〃 )
○ 機械設備工事監理指針( 〃 )
○ 建築工事設計図書作成基準( 〃 )

○ 建築工事標準詳細図( 〃 )
○ 公共工事積算基準( 〃 )
○ 公共工事積算基準の解説( 〃 )
○ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)( 〃 )
○ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)( 〃 )
○ 公共建築工事積算基準( 〃 )
○ 公共建築数量積算基準( 〃 )
○ 公共建築設備数量積算基準( 〃 )
○ 建築保全業務共通仕様書( 〃 )
○ 建築保全業務積算基準( 〃 )
○ 建築物解体工事共通仕様書( 〃 )
○ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準( 〃 )
○ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説( 〃 )
○ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説( 〃 )
○ 構内舗装・排水設計基準( 〃 )
○ 都市公園技術標準解説書(国土交通省都市局公園緑地・景観課 監修)
○ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン改訂版(平成 24 年国土交通省)
○ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(建設大臣官房官庁営繕部 監修)
○ 体育館等の天井の耐震設計ガイドライン(一般財団法人日本建築センター)
○ 建築数量積算基準の解説(建築工事建築数量積算研究会制定)
○ 土木工事標準仕様書(愛知県監修)
○ 土木工事標準仕様書【追録】水道工事編(愛知県)
○ 愛知県建築基準法関係例規集(構造規定)
○ 半田市宅地開発等に関する指導要綱
○ 半田市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例
○ 半田市建築物等における木材の利用の促進に関する方針
○ 愛知県開発許可技術基準
○ 建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)
○ 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(愛知県)
○ 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年9月 29 日改訂)スポーツ庁
○ その他関連する建築学会等の基準・指針
○ その他愛知県及び半田市が定める基準、指針等

**（15）本事業の実施に当たり配慮を求める事項**

① 事業者は、基本構想及び基本計画を踏まえ、新総合体育館のコンセプトを実現できるよう十分に配慮した設計・建設、維持管理・運営を行うこと。

② 事業者は、地域のスポーツ団体と連携し、地域のスポーツ振興に貢献するとともに、市主催のスポーツ大会（半田祭）の開催に対して配慮・協力すること。

③ 事業者は、現在の指定管理者が実施してきた市民に対するスポーツ振興事業をより一層発展させていくとともに、現在の指定管理者が培った市民や市内外の利用団体等との信頼関係を損なうことがないよう十分に配慮した事業運営を行うこと。

④ 事業者は、本事業を推進するにあたり、必要な資器材・飲食物・消耗品等を市内の民間事業者から調達するなど、地域経済の振興に配慮すること。

## 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 2.1. 民間事業者の募集及び選定方法

本事業は、各業務の実施を通じて、民間事業者の独自のノウハウや創意工夫を発揮し、効率的かつ効果的にサービスを提供し、安定的・継続的な事業推進を求めるものであり、民間事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。したがって、本市は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するものとする。

### 2.2. 民間事業者の募集・選定スケジュール

民間事業者の募集・選定に当たってのスケジュールは、下表のとおりとする。

**〈募集・選定スケジュール〉**

| 日 付 | 内 容 |
|---|---|
| 令和8年 10 月 30 日(金) | 実施方針(案)等の公表 |
| 令和8年 11 月 11 日(水)～11 月 13 日(金) | 直接対話の実施 |
| 令和9年5月中旬 | 募集要項等の公表 |
| 令和9年5月中旬 | 募集要項等に関する質問受付 |
| 令和9年5月下旬 | 募集要項等に関する質問・意見の締切り(参加資格関係) |
| 令和9年6月初旬 | 募集要項等に関する質問・意見の締切り(参加資格関係以外) |
| 令和9年6月中旬 | 募集要項等に関する質問・意見への回答(参加資格関係) |
| 令和9年6月下旬 | 募集要項等に関する質問・意見への回答(参加資格関係以外) |
| 令和9年6月下旬 | 参加表明書及び参加資格確認書類の受付 |
| 令和9年7月上旬 | 資格確認結果通知 |
| 令和9年7月中旬 | 競争的対話の実施 |
| 令和9年 10 月初旬 | 提案審査書類の受付 |
| 令和9年 12 月初旬 | 提案審査書類の審査・プレゼンテーション |
| 令和9年 12 月中旬 | 優先交渉権者の決定 |
| 令和 10 年 1 月 | 選定事業者との基本協定の締結 |
| 令和 10 年 2 月 | 事業者との事業仮契約の締結 |
| 令和 10 年 3 月 | 事業者との事業本契約締結 |

### 2.3. 募集手続等

#### (1)実施方針(案)等の公表

実施方針(案)等に関する説明会及び質問受付・回答は予定していない。

**（1）直接対話の実施**

本事業及び募集の趣旨について、事業者の理解促進を図るため、募集要項等の公表に先立ち、本市と民間事業者との直接対話を実施する。なお、対話の参加申込み時点でグループを組成している場合はグループでの参加が望ましく、その場合の参加手続は代表する事業者が行うこと。

**〈直接対話の実施概要〉**

| | |
|---|---|
| 日時・<br>場所 | 令和8年 11 月 11 日(水)～11 月 13 日(金)の間で、<br>午前10時 30 分～午後5時 30 分(1時間 30 分程度)<br>・場所【　半田市役所　会議室305　】 |
| 参加申込期限 | 令和8年 11 月 6 日(金)午後5時 30 分まで |
| 参加申込方法 | 実施方針(案)等に関する直接対話申込書(様式1)に必要事項を記入の上、本市教育委員会事務局教育部スポーツ課まで、電子メールでのファイル添付にて提出すること。なお、参加人数は、会場の都合上、1社10名までとする。<br>※アドレス等は本実施方針(案)末尾の8の問合せ先に記載。 |
| 開催方法 | 詳細は、本市ウェブサイトにおいて提示する。 |
| 留意事項 | 原則非公開とする。ただし、本市が必要と認めた場合、募集要項公表時の資料に反映する場合がある。なお、優先交渉権者を選定する際の審査に影響するものではなく、対話内容は、優先交渉権者を選定するための提案内容を拘束するものではない。<br>対面での実施を基本とするが、WEB 参加を希望する場合は、様式1に記載すること。 |

**（2）募集要項等の公表**

募集要項等は、本市のウェブサイトで公表する。なお、説明会の開催は予定していない。

**（3）募集要項等に関する質問受付、回答の公表**

募集要項等については、公表後の一定期間内に質問を受け付け、その要旨及び回答を本市のウェブサイトで公表する。なお、質問の提出及び回答方法については、募集要項等において示す。

**（4）参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知**

応募者は、募集要項等で定めるところにより参加表明に必要な書類を提出し、事前に本市の資格確認を得なければならないものとする。資格審査の結果は、応募者に通知する。

なお、参加表明書に関する詳細な手続及び様式は、募集要項等において示す。

**（5）競争的対話の実施**

本市は、資格審査を通過した者(以下「資格審査通過者」という。)に対し、対面方式での質疑応答を実施する予定である。実施方法等の詳細については、資格審査通過者に対して個別に通知する。

**（6）提案審査書類の受付**

資格審査通過者は、募集要項等の定めるところにより、提案審査書類を本市に提出すること。なお、提案審査書類の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、募集要項等で示す。

**（7）審査委員会の設置**

優先交渉権者の決定にあたり、本市は、有識者等から構成される審査委員会を設置する。なお、審査会は非公開とし、応募者が、優先交渉権者決定までに委員会の委員に対し、本事業に関連した接触を行った場合は失格とする。審査会を構成する委員については、募集要項等において公表予定とする。

**（8）優先交渉権者の決定**

提案審査書類を提出した者を対象に、審査委員会による提案内容のプレゼンテーション及び提案内容に対するヒアリングを行う。本市は、審査委員会の評価結果を基に、最も評価点の高い者を優先交渉権者として選定し、その旨を通知する。この場合において、本市は、優先交渉権者を除く者で評価点の高い者から順に交渉権の優先順位を付け、優先交渉権者が辞退等した場合における交渉権者として、順位及びその旨を通知するものとする。

**（9）優先交渉権者選定後の手続**

① 基本協定の締結

本市と優先交渉権者は、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の本事業における役割に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

なお、基本協定の締結により、優先交渉権者を選定事業者として決定する。ただし、優先交渉権者との協議の結果、基本協定の締結に至らなかった場合は、審査委員会における評価点が高い順に基本協定の協議を行う。

② 特定事業契約の締結

本市と事業者は、特定事業契約に係る仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結する。

## 2.4. 応募者が備えるべき参加資格要件

### (1)応募者の構成

① 本事業に応募できるものは、複数の企業から構成される企業グループ(以下「応募者」という。)とする。

② 応募者は、統括管理業務を実施する企業(以下「統括管理企業」という。)、設計業務を実施する企業(以下「設計企業」という。)、建設業務を実施する企業(以下「建設企業」という。)、工事監理業務を実施する企業(以下「工事監理企業」という。)、維持管理業務を実施する企業(以下「維持管理企業」という。)及び運営業務を実施する企業(以下「運営企業」という。)から構成されるものとする。

③ 応募者を構成する企業のうち、(2)②アからカまでの複数の要件を満たす企業は、当該要件を満たす複数の業務を実施することができる。ただし、建設企業と工事監理企業については、同一の企業が兼ねることができないものとする。

④ 応募者を構成する企業は、以下のとおり分類されるものとする。

| | |
|---|---|
| 代表企業 | 企業グループの代表企業 |
| 構成企業 | 企業グループを構成し、企業グループから直接業務を受託又は請け負う企業 |
| 協力企業 | 構成企業から業務を請負い、または受託する企業 |

⑤ 代表企業は、応募者を代表して応募手続きを行うものとする。

### (2)応募者の資格要件

① 共通の要件

応募者は、いずれの者も、以下に掲げる全ての事項を全て満たすものとする。

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(イ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。

(ウ) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(エ) 市町村税、都道府県税及び国税(消費税及び地方消費税を含む。)の滞納がない者であること。

(オ) 本プロポーザル実施の参加表明書の提出期限から契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止措置期間のないこと。

(カ) 半田市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 19 号)第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当しないこと。

(キ) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

- 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者
- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

- 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

（ク）本事業のアドバイザリー業務である「半田市新総合体育館等整備・運営事業者選定支援業務」の受託者及びその協力会社である、有限責任監査法人トーマツと資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。

（ケ）審査委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。

② 個別の要件

（ア）**統括管理企業**

統括管理企業は、以下の要件をいずれも満たしていることを要する。

- 募集要項等公表年度における半田市入札参加資格（建設工事、設計・測量・建設コンサルタント等業務、物品等のいずれか）の審査登録者であること。
- 過去 10 年（2015 年～2025 年）において、延床面積 6,000 ㎡以上の屋内運動施設に係る施設整備・維持管理運営事業（PFI（BTO）方式又は DBO 方式）の統括管理業務の実績を有すること。
- 応募者の代表企業であること。なお、業務内容が切り替わる時期に応じて統括管理企業及び代表企業を交代する場合、本市に事前報告を行い、承諾を得ること。

（イ）**設計企業**

設計企業は、以下の要件をいずれも満たしていることを要する。

- 募集要項等公表年度における半田市入札参加資格（設計・測量・建設コンサルタント等業務）の審査登録者であること。
- 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- 過去 10 年（2015 年～2025 年）において、延床面積 6,000 ㎡以上の屋内運動施設に係る基本又は実施設計業務を、元請として完了した実績を有すること。なお、応募者を構成する設計企業のうちいずれか 1 者が当該実績を有すればよいものとする。

（ウ）**建設企業**

建設企業は、以下の要件をいずれも満たしていることを要する。

- 募集要項等公表年度における半田市入札参加資格（建設工事）の審査登録者であること。
- 建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- 単体企業であり、愛知県内に本店、支店又は営業所登録を有し、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いている者であること。
- 審査基準日が参加表明書等の提出日前1年7か月以内、かつ最新の経営規模等評価結果通知書の建築一式工事に係る総合評定値が、半田市内に本店、支店又は営業所登録を有する者にあっては1，000点以上、半田市を除く愛知県内に本店、支店又は営業所登録を有する者にあっては

1,500 点以上であること。

- 過去 10 年（2015 年～2025 年）において、延床面積 6,000 ㎡以上の屋内運動施設に係る建設工事を、元請として完了した実績を有すること。なお、応募者を構成する建設企業のうちいずれか 1 者が当該実績を有すればよいものとする。
- 現場代理人、主任技術者及び監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（提案審査書類の提出日において雇用期間が 3 ヶ月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。ただし、参加表明書提出時点において、配置予定者を決定できないことにより複数名の候補者をもって、参加表明を行うことは差支えないものとする。

（エ）**工事監理企業**

工事監理企業は、以下の要件をいずれも満たしていることを要する。

- 募集要項等公表年度における半田市入札参加資格（建設、設計・測量・建設コンサルタント等業務のいずれか）の審査登録者であること。
- 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

**（オ）運営企業**

運営企業は、以下の要件をいずれも満たしていることを要する。

- 募集要項等公表年度における半田市入札参加資格（物品等）の審査登録者であること。
- 過去 10 年（2015 年～2025 年）において、延床面積 6,000 ㎡以上の屋内運動施設の運営業務を継続して1年以上受託した実績を有すること。なお、応募者を構成する運営企業のうちいずれか 1 者が当該実績を有すればよいものとする。
- 過去 10 年（2015 年～2025 年）において、都市公園法第2条に基づく運動公園の運営業務を継続して1年以上受託した実績を有すること。なお、応募者を構成する運営企業のうちいずれか 1 者が当該実績を有すればよいものとする。

**（カ）維持管理企業**

維持管理企業は、以下の要件をいずれも満たしていることを要する。

- 募集要項等公表年度における半田市入札参加資格（物品等）の審査登録者であること。
- 過去 10 年（2015 年～2025 年）において、延床面積 6,000 ㎡以上の屋内運動施設の維持管理業務を継続して1年以上受託した実績を有すること。なお、応募者を構成する維持管理企業のうちいずれか 1 者が当該実績を有すればよいものとする。
- 過去 10 年（2015 年～2025 年）において、都市公園法第2条に基づく運動公園の維持管理業務を継続して1年以上受託した実績を有すること。なお、応募者を構成する維持管理企業のうちいずれか 1 者が当該実績を有すればよいものとする。

### （3）応募に関する留意点

① 参加表明書の提出以降において、応募者の変更は認めない。ただし、応募者を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、本市が変更を認めた場合はこの限りではない。

② 参加資格確認基準日は、参加表明書の受付日とする。なお、参加資格確認基準日の翌日から本市による優先交渉権者の選定日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなったと認められる場合は、本市はその時点で当該応募者を審査の対象としない。

③ 参加表明書の提出以降、応募者は、同時に他の応募者となることはできないものとする。

④ 優先交渉権者は共同企業体（JV）の構成員として、以下の要件（ア）～（エ）をすべて満たす市内企業

等から事業者4者（建築工事2者、電気工事1者、管工事1者）を選定してJVを組成し、本市にJV協定書を提出すること。なお、各工事の再委託にあたっては、積極的に市内の事業者の活用を検討すること。

（ア）（2）①に掲げる要件を全て満たすこと。

（イ）建設業法第3条第１項の規定に基づく当該工事※の特定建設業の許可を受けている者で、半田市の当該事業における競争入札参加資格者であること。

（ウ）半田市内に本店、支店又は営業所登録を有する者で、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いている者であること。

（エ）審査基準日が基本協定締結前1年7か月以内、かつ最新の経営規模等評価結果通知書の当該工事に係る総合評価値が800点以上であること。

（オ）基本協定締結日から過去5年間に、官公庁が発注した1件当たりの契約金額が 3,500 万円以上の当該工事について、元請として完了した実績を有していること。なお、共同企業体（JV）の構成員としての実績については、出資比率20%以上の工事に限るものとし、出資比率に応じて算定する。

※本項における「当該工事」とは、各構成員が担当する建設工事の種類をいう。

⑤　上記に基づくJVの組成は、原則として優先交渉権の確定後〇〇日以内【募集要項公表時に改めて公表する】に行うものとし、正当な理由なく期日までに組成されない場合は、優先交渉権の決定を取り消すことがある。

なお、市内企業側の事由（不当な価格要求や協議への不参加等）により、優先交渉権者の責に帰さない理由で期日までに組成が困難であると本市が認めた場合は、当該JV組成義務を免除し、優先交渉権者単独（または本市が認める別の協力企業）での事業遂行を認めるものとする。

**（4）提出書類の取り扱い**

① 著作権

提出書類の著作権は、原則として応募者に帰属する。ただし、本市は、広報活動等に必要な範囲において、無償で使用できるものとする。

なお、選定事業者の提出書類の著作権は、事業契約の締結により本市に使用許諾が付与されるものとする。

② 特許権等

応募者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、応募者が負うものとする。

③ その他

提出書類は返却しない。優先交渉権者選定後、優先交渉権者とならなかった応募者の提出書類について、本市は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

## 3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 3.1. リスク分担の基本的な考え方

本事業は、最も適切にリスクを管理することのできる主体がリスクを負担することにより、事業の効率及び効果を最大化することを目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを適切に管理するものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由があるリスクについては、本市がその全て又は一部を負担するものとする。

本市と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、別紙2「リスク分担表」に示すとおりとする。なお、詳細については、募集要項と同時に公表予定の事業契約書(案)において定めるものとする。

### 3.2. 業務の要求水準

事業者が遵守すべき業務の要求水準は、募集要項と同時に公表予定の要求水準書で定めるとおり。

### 3.3. 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、本事業の実施に関し、募集要項と同時に公表予定の要求水準書に定める基準に基づく業務の遂行状況についてセルフモニタリングを行うものとする。

事業者は、セルフモニタリングの結果について、本市の求めに応じて随時、報告書を作成して提出するものとする。

その他、セルフモニタリングの詳細については、募集要項等において示す。

### 3.4. 市によるモニタリング

本市は、事業者が事業契約に定められた業務を確実に遂行し、募集要項と同時に公表予定の要求水準書に規定した要求水準を達成しているか確認するためにモニタリングを行う。モニタリングの結果、各業務の成果が要求水準及び事業契約に定めた条件に適合しないと判断される場合には、本市は業務内容に対する改善要求等を行うことができるものとし、事業者は必要な改善措置を講じるものとする。

その他、モニタリングの詳細については、モニタリング基本計画書等において示す。

## 4. 公共施設等の立地、規模及び配置に関する事項

### 4.1. 事業実施予定地

① 本事業の対象敷地概要

新総合体育館等を施設整備する対象敷地（以下「整備対象地」という。）は、半田中央インターチェンジから近く広域の利用が見込め、他スポーツ施設との連携も期待できることから、「半田ぴよログスポーツパーク（半田運動公園）」敷地内とする。

**〈整備対象地の概要〉**

| | |
|---|---|
| 所在地 | 愛知県半田市池田町 3 丁目 1-1 |
| 土地所有者 | 市有地 |
| 敷地面積 | 266,594.565 ㎡（半田運動公園） |
| 地域・地区 | 本市街化調整区域、用途地域指定無し |
| 基準容積率 | 200% |
| 基準建蔽率 | 60% |
| 前面道路 | 半田市道宝来金山線　幅員 12.0m（北側） |

※インフラについて

〈半田運動公園公園概要　施設・機能一覧〉

| 分類 | 施設名 | 施設概要 |
|---|---|---|
| 運動施設 | 陸上競技場 | 第3種陸上競技場（400m トラック（9レーン）他）、トイレ、芝生フィールド（106m×69.5m）、観客席（3,060 席<br>車いす 14 席）、芝観客席（約 6,000 人） |
| | 多目的グラウンド | グラウンド（127m×144m）、トイレ、更衣室、放送設備 |
| | トレーニングルーム | 各種トレーニング機器等 |
| | テニスコート | 砂入り人工芝コート（8面）、練習用コート（2面）、<br>観客席（1,000 席）<br>クラブハウス（更衣室、ロッカー、シャワー、休憩室） |
| | バスケットボールコーナー | ハーフコート（3面）、フリースローゲーム（1面） |
| | スケートボードコーナー | スケートセクション（複数） |
| | ジョギングコース | ジョギングコース（4種類）（0.6km、0.7km、0.8km、2km） |
| 子ども向け施設・広場等 | ちびっこ広場 | 大型複合遊具、小型複合遊具、滑り台、幼児向けエリア等 |
| | デイキャンプ場 | バーベキュー卓（33 卓）、持込区画（7区画）、屋内炊事場、広場<br>管理棟（管理室、授乳室、トイレ等、休憩室） |
| | つるりんモンスター（複合遊具） | 大型複合遊具、小型複合遊具、ちゃぷちゃぷ池、広場 |
| | 野外ステージ | 野外ステージ（450 ㎡）、スポットライト（8灯）、外灯（21 灯） |
| | 広場等 | 芝生広場、ふれあい広場、くつろぎ広場、花の木園、さつき園 |
| | 大池古窯 | 穴窯の見学施設、休憩所 |
| その他 | 管理事務所（陸上競技場） | 管理事務室、会議室、ロッカー、更衣室、シャワー、トイレ、授乳室等 |
| | 駐車場 | 第1～第4駐車場（一般用 700 台・身障者用 23 台・バス用7台） |
| | 駐輪場 | 園内8か所（合計約 450 台） |

〈公園案内図〉



## 4.2. 施設構成

要求水準書に示すコンセプト等を踏まえ、新総合体育館への必要な機能・諸室等を一覧表のとおり設定する。新総合体育館の延べ面積は、オープンスペースを除き、約9,000 ㎡を想定する。

**〈必要な機能・諸室等 一覧表〉**

| 機能 | 諸室等 | 備考 |
|---|---|---|
| 競技者支援・観覧機能 | メインアリーナ | バスケットボールコート3面分 |
| | サブアリーナ | バスケットボールコート１面分 |
| | 器具庫 | 各種器具や可動席観客席等を格納 |
| | 可動式観覧席収納庫 | |
| | 観覧席 | 固定式 900 席（車椅子席含む）<br>可動式 500 席程度 |
| | ランニングコース | 観覧席を周回する形で設置<br>（有効幅2m を想定） |
| | 選手用更衣室・控室 | |
| | 選手用シャワー室・トイレ | |
| | 医務室 | |
| | 弓道場 | 近的（矢射道 28m）6人立 |
| 大会等運営機能 | 会議室・事務局室 | 大会等開催時のスタッフや審判の控室としても活用 |
| | 事務室・受付 | メインエントランス付近に設置 |
| | 放送室 | |
| | 運営関連諸室（監視室・警備室・応接室等） | |
| | 搬入出口・搬入路 | 荷捌き場からアリーナ等への搬入出口・搬入路 |
| 新たに求められる多様な機能 | コミュニティスペース | |
| | 授乳室 | |
| | キッズスペース | |
| | トレーニングルーム・<br>リハビリテーションルーム | |
| | 多目的室 | |
| 共用部等 | ロビー・エントランス | |
| | 情報発信スペース | |
| | トイレ | パウダーコーナーを適宜設置 |
| | 多機能トイレ | |
| | 倉庫 | 運営用の倉庫 |
| | 設備・機械室 | |
| | 階段 | |
| | 廊下 | |
| | エレベーター | |
| | ロッカー | |

## 5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

### 5.1. 協議に関する事項

事業契約の解釈について、本市と事業者の間に疑義が生じた場合には、双方誠意をもって協議を行うものとする。

協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的な措置に従う。

### 5.2. 紛争の際の裁判所に関し必要な事項

事業契約に関する紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする。

## 6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 6.1. 具体的事由、当事者間の措置に関する事項

本事業の確実な履行を確保するため、事業契約において想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

### 6.2. 契約解除等の方法に関する事項

本事業の継続が困難となった場合は、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い、措置をとることとする。

## 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 7.1. 法令上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法令上及び税制上の措置等は想定していないが、新たな措置が適用可能となった場合は、措置を行うように努める。

### 7.2. 財政上及び金融上の支援

事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

### 7.3. その他支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関して、本市は必要に応じて協力を行う。

## 8. その他事業の実施に関する事項

### 8.1. 議会の議決

(1)債務負担行為の設定に関する議決

本市は、地方自治法第 214 条の規定に基づき、本事業の実施に必要と予測される対価に係る債務負担行為の設定に関する議案については、令和9年3月開催の市議会定例会に提出する予定である。

(2)事業契約の締結に関する議決

本市は、事業契約の締結に関する議案については、令和 10 年3月開催の市議会定例会に提出する予定である。

(3)指定管理者の指定に関する議決

本市は、事業者を指定管理者として指定することに関する議案については、令和 10 年3月開催の市議会定例会に提出する予定である。

### 8.2. 応募に伴う費用負担

本事業の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

### 8.3. 情報公開及び情報提供

本事業は、半田市情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、インターネット等を通じて行う。

### 8.4. 問い合わせ先

半田市 教育委員会事務局 教育部 スポーツ課

〇住所 :〒475-8666 半田市東洋町二丁目 1 番地

〇電話 :0569-22-1184

〇E-mail :sports@city.handa.lg.jp

**別紙1 リスク分担表**

| 区分 | リスク項目 | リスク内容 | リスク分担 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 市 | 事業者 |
| 共通 | 公募資料等のリスク | 公募資料等の誤りに関するリスク | ● | |
| | 応募費用リスク | 応募費用の負担に関するリスク | | ● |
| | 契約締結リスク | 市の責に帰すべき事由により事業契約が締結できないリスク | ● | |
| | | 事業者の責に帰すべき事由により事業契約が締結できないリスク | | ● |
| | 政策リスク | 政治上の理由ないし政策変更により、事業内容が変更又は中止となるリスク | ● | |
| | 法令変更リスク | 本事業に直接関係する法令（税制度を除く）の変更、新設に伴うリスク | ● | |
| | | 上記以外の法令（税制度を除く）の変更、新設に伴うリスク | | ● |
| | 税制度変更リスク | 消費税の変更に関するリスク | ● | |
| | | 事業者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税率の変更）、新設に伴うリスク | | ● |
| | 許認可取得・遅延リスク | 市の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク | ● | |
| | | 事業者の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク | | ● |
| | 住民対応リスク | 事業者が行う業務に起因とする住民反対運動等リスク | | ● |
| | | 上記以外に起因とする住民反対運動等リスク | ● | |
| | 第三者賠償リスク | 事業者が行う業務に起因するリスク | | ● |
| | | 上記以外に起因するリスク | ● | |
| | 環境影響リスク | 事業者が行う業務に起因する環境悪化リスク | | ● |
| | 不可抗力リスク | 天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で、市と事業者のいずれの責めに帰すことができないリスク | ● | ▲ |
| | 物価変動リスク | 一定超の物価変動によるもの | ● | |
| | | 一定以下の物価変動によるもの | | ● |
| | 事業の中止・遅延リスク | 事業方針の変更等、市の責に帰すべき事由による事業の中止・遅延リスク | ● | |
| | | 経営悪化等による事業者の倒産等、事業者の責に帰すべき事由による事業の中止・遅延リスク | | ● |
| | 債務不履行リスク | 支払債務の不履行その他の市の債務不履行による事業契約の解除による損害 | ● | |
| | | サービス水準の未達その他の事業者の債務不履行による事業契約の解除による損害 | | ● |

凡例：●主たる負担者　▲従たる負担者

| 区分 | リスク項目 | リスク内容 | リスク分担 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 市 | 事業者 |
| 施設整備段階 | 測量・調査リスク | 市が実施した測量・調査に起因するリスク | ● | |
| | | 事業者が実施した測量・調査に起因するリスク | | ● |
| | 用地リスク | 市が事前に公表した資料に明示されている事業対象地の確保 | ● | |
| | 埋設物リスク | 市が事前に公表した資料に明示されている事業対象地の土壌汚染、地中障害物等に起因するリスク | | ● |
| | | 市が事前に公表した資料からは予見できない事業対象地の土壌汚染、地中障害物等が発見された場合のリスク | ● | |
| | 埋蔵文化財発見リスク | 市が事前に公表した資料に明示されている埋蔵文化財等に起因するリスク | | ● |
| | | 市が事前に公表した資料からは予見できない埋蔵文化財等が発見された場合のリスク | ● | |
| | 設計変更リスク | 市の指示又は市の責めに帰すべき事由による設計変更によるリスク | ● | |
| | | 事業者の責めに帰すべき事由による設計変更によるリスク | | ● |
| | 工事着工遅延リスク | 市の指示、提示条件の不備、変更によるもの | ● | |
| | | 上記以外の要因によるもの | | ● |
| | 工事遅延リスク | 市の事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による工事の遅延や未完工 | ● | |
| | | 事業者の事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による工事の遅延や未完工 | | ● |
| | 工事監理リスク | 工事監理に関するもの | | ● |
| | 性能リスク | 要求水準不適合（施工不良を含む） | | ● |
| | 開業遅延リスク | 事業者の責めに帰すべき事由による開業遅延に起因するリスク | | ● |
| | | 上記以外の事由による開業遅延に起因するリスク | ● | |
| | 契約不適合責任リスク（施設瑕疵） | 権利行使期間内に発見された契約不適合（施設の瑕疵）に関するリスク | | ● |
| | | 上記以外の契約不適合（施設の瑕疵）に関するリスク | ● | |

凡例：●主たる負担者　▲従たる負担者

| 区分 | リスク項目 | リスク内容 | リスク分担 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 市 | 事業者 |
| 維持管理・運営段階 | 施設利用者（需要）変動リスク | 市の施策変更（利用料金の減免制度の変更等）及び市の責めによる事業内容・用途・要求水準の変更等に起因する収入や業務費の変動 | ● | |
| | | 上記以外の要因によるもの | | ● |
| | 施設劣化リスク | 事業者の責に帰すべき事由（適切な維持管理業務を怠ったこと等）による施設の劣化に関するリスク | | ● |
| | | 上記以外の事由による施設の劣化に関するリスク | ● | |
| | 施設損傷リスク | 事業者の責に帰すべき事由による施設の損傷に関するリスク | | ● |
| | | 上記以外の事由による施設の損傷に関するリスク（通常予見の不可能な範囲、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超えるもの） | ● | ▲ |
| | 技術革新リスク | 事業者提案による技術革新にともなう施設・設備の陳腐化リスク | | ● |
| | 維持管理費変動リスク | 市の責めによる事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大及び維持管理費の減少 | ● | |
| | | 上記以外の要因による維持管理費の増大（物価変動によるものは除く） | | ● |
| | 光熱水費リスク | 物価変動以外の要因による光熱水費の変動 | ● | |
| | セキュリティ・盗難リスク | 事業者の責めによるセキュリティ不備や盗難に伴うもの | | ● |
| | | 市の責めによるセキュリティ不備や盗難に伴うもの | ● | |

凡例：●主たる負担者　▲従たる負担者

**様式1　実施方針に関する直接対話　参加申込書及び個別対話の議題**

令和　　年　　月　　日

# 実施方針に関する直接対話　参加申込書及び個別対話の議題

「半田市新総合体育館等備・運営事業」に係る実施方針（案）に関する直接対話の参加を申し込みます。

| | |
|---|---|
| 企 業 名 | |
| 業　　種 | 統括管理 ・ 設計 ・ 建設 ・ 工事監理 ・ 維持管理 ・ 運営 |
| 開催内容 | 11 月 11 日（水）～11 月 13 日（金）の間で、午前10時 30 分～午後5時 30 分（1 時間 30 分程度）<br>・場所【　半田市役所　会議室305　】 |
| 参 加 者<br>所属／氏名 | |
| | |
| | |
| | |
| | |

※1　企業当たり、参加希望人数は各 10 名までとしてください。

※2　WEB 参加希望の場合、以下にチェックを入れてください。

□Web 会議システム（teams）希望

参加希望日　※ご参加可能な日程に「〇」をご記入ください。

| 月日 | 時間帯 | 記入欄 |
|---|---|---|
| 11 月 11 日(水) | 10:30-12:00 | |
| | 13:00-14:30 | |
| | 14:30-16:00 | |
| | 16:00-17:30 | |
| 11 月 12 日(木) | 10:30-12:00 | |
| | 13:00-14:30 | |
| | 14:30-16:00 | |
| | 16:00-17:30 | |
| 11 月 13日(金) | 10:30-12:00 | |
| | 13:00-14:30 | |
| | 14:30-16:00 | |
| | 16:00-17:30 | |

（担当者連絡先）

| | |
|---|---|
| 所　　属 | |
| 氏　　名 | |
| 所 在 地 | |
| 電 話 番 号 | |
| ＦＡＸ番号 | |
| E−mail | |

**・個別対話の議題**

| No. | 議題 | 資料名 | 該当箇所<br>(頁・項目) | 確認したい内容 | 趣旨・理由 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |

(注1)記入欄が足りない場合は、追加してください。
(注2)個別対話を希望する議題のうち、優先度の高いものから「No.」の上から順に記載してください。
(注3)「資料名」及び「該当箇所」の欄は、実施方針、要求水準書(案)から該当する部分を記載してください。
(注4)「確認したい内容」及び「趣旨・理由」の欄は、可能な限り具体的に記載し、事前に本市がその内容を確認できるようにしてください。
(注5)個別対話の議題及び対話内容は原則非公開とします。なお、対話実施の結果を踏まえて、要求水準書等の変更等が生じる場合は、本市は、その内容について参加者と協議のうえ、公表することができるものとします。
(注6)質問票への回答や個別対話でのご意見・ご提案は、今後の検討の参考とさせていただくものであり、市と参加者との間で約束を取り交わすものではありません。